

国立大学法人富山大学リサーチ・アシスタント取扱要項

平成17年12月20日制定
平成18年4月1日改正
平成27年7月10日改正
令和元年9月24日改正
令和4年3月22日改正

(趣旨)

第1条 この要項は、国立大学法人富山大学（以下「本学」という。）における研究活動の効果的推進、研究体制の充実及び若手研究者としての研究能力の育成を図るため、本学大学院の博士後期課程又は博士課程に在学する優秀な学生を本学が行う研究プロジェクト等（以下「プロジェクト」という。）に研究補助者として雇用する場合の取扱いについて必要な事項を定める。

(対象学部等)

第2条 対象学部等は、プロジェクトを実施する学部、研究科、教育部、学環、和漢医薬学総合研究所、附属病院、機構、学内共同教育研究施設及び学外との連携による教育研究施設（以下「部局」という。）とする。

(名称)

第3条 第1条に定める研究補助業務を行う大学院学生の名称は、リサーチ・アシスタント（以下「RA」という。）とする。

(資格)

第4条 RAとなることのできる者は、将来研究者となる意欲と優れた能力を有する本学大学院の博士後期課程又は博士課程に在学する学生とする。

(職務)

第5条 RAは、プロジェクトを効果的に推進するため、受入教員の指導・助言に従い、当該研究活動に必要な補助業務に従事する。

(身分)

第6条 RAの身分は、1年以内の期間を定めて雇用されるパートタイム職員とする。

(雇用期間)

第7条 RAの雇用期間は、1年を超えないものとし、一事業年度の範囲内で定めるものとする。

(労働時間)

第8条 RAの労働時間は、1週間当たり20時間程度を上限とし、雇用期間中において通算200時間程度以上を標準とする。

2 前項の労働時間を定めるに当たっては、学生としての通常の研究指導、授業等に支障のないよう配慮するとともに労働形態の明確化及び労働時間の適正管理に留意しなければならない。

(給与)

第9条 RAの給与は、「国立大学法人富山大学契約職員及びパートタイム職員の給与に関する規則」に定める額とする。

(選考)

第10条 RAの選考は、学生が所属する部局と十分に連携を取りながら、プロジェクト等を実施する部局の申請に基づき、学長が行う。

(雑則)

第11条 この要項に定めるもののほか、RAの取扱いに関し必要な事項は、部局の長が別に定める。

附則

1 この要項は、平成17年10月1日から実施する。

2 この要項の実施日の前日において、旧富山大学及び旧富山医科薬科大学のRAとして、雇用又は選考された者は、この要項により雇用又は選考されたものとみなす。

附則

この要項は、平成18年4月1日から実施する。

附則

この要項は、平成27年7月10日から実施し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要項は、令和元年10月1日から実施する。
- 2 この要項の実施日の前日において、本学のRAとして、雇用又は選考された者は、この要項により雇用又は選考されたものとみなす。

附 則

- 1 この要項は、令和元年10月1日から実施する。
- 2 この要項の実施日の前日において、プロジェクト等を実施する研究部から申請があり選考されたRAについては、この要項により理学部、医学部、薬学部又は工学部から申請があり選考されたものとみなす。ただし、雇用期間は、この要項実施前のRAとしての雇用期間を通算する。

附 則

この要項は、令和4年4月1日から実施する。